

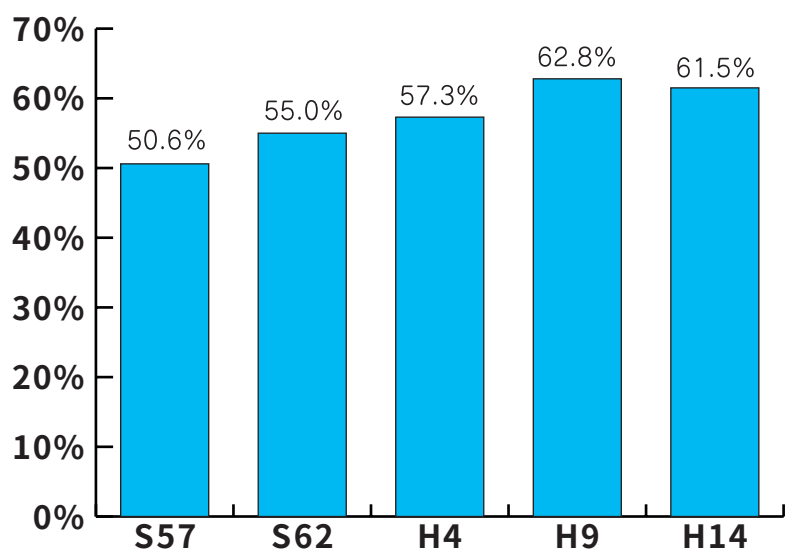
「メンタルヘルス対策支援センター」 開設のご案内

働く人の心の健康を支援するため、「メンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談機関による相談促進事業」（厚生労働省委託事業）がスタートしました。各都道府県産業保健推進センター内に「メンタルヘルス対策支援センター」が開設され「相談機関利用促進員」が皆様の職場をお訪ねします。



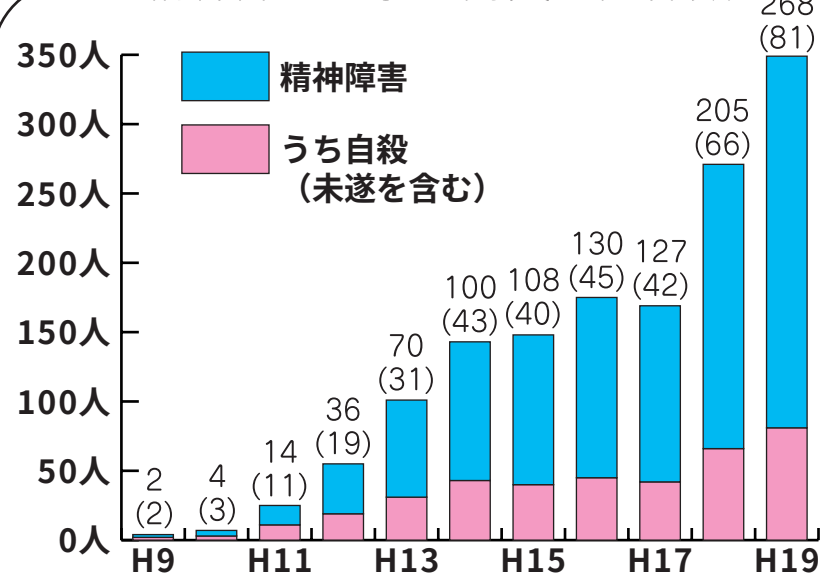
働く人の6割以上が、職業生活でのストレスを感じています。

ストレス等を感じる労働者の割合



厚生労働省 平成14年度 労働省健康状況調査

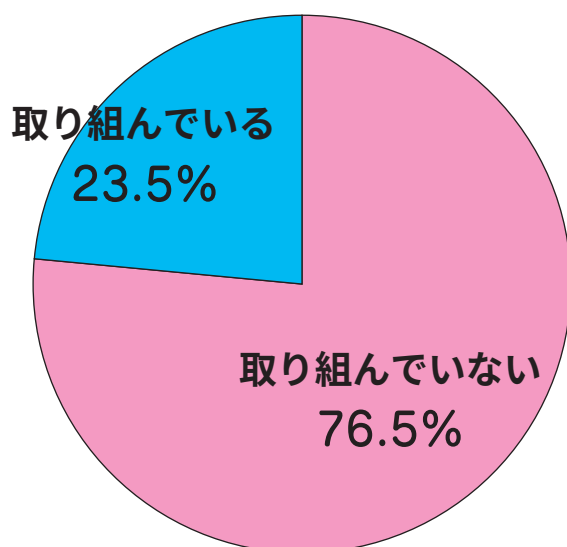
精神障害による労災認定件数



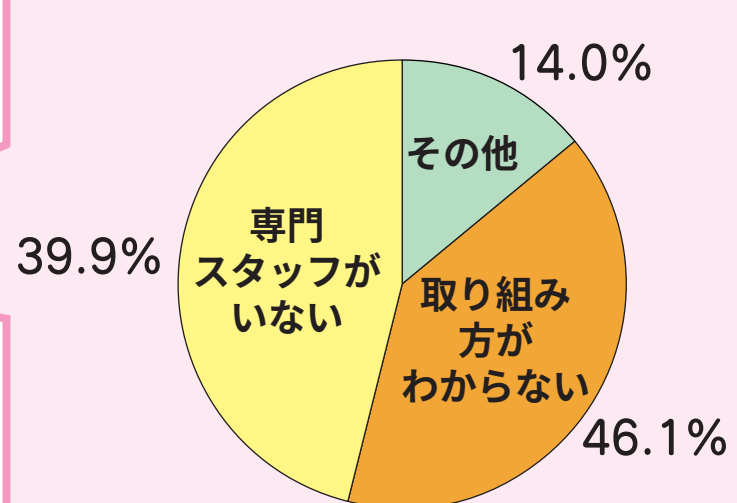
厚生労働省 平成19年度 脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災補償状況

職場における心の健康づくりは重要な課題となっていますが、多くの職場では「専門スタッフがない」「取り組み方がわからない」等の理由で、取り組みが十分でない状況です。

心の健康対策の取り組み状況



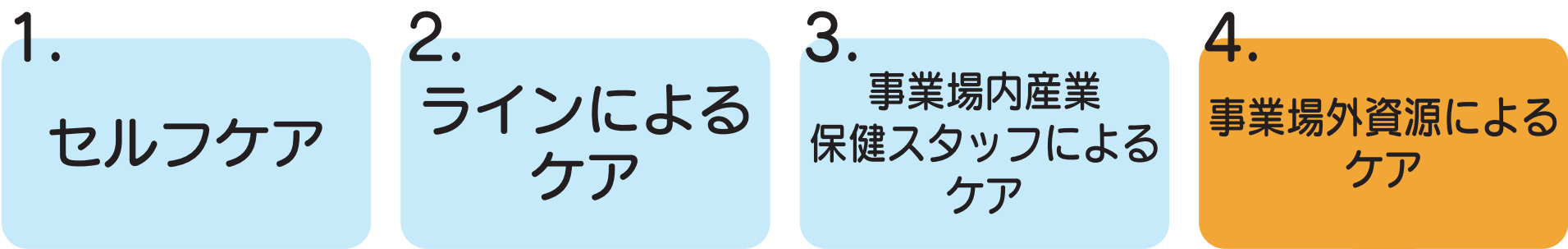
心の健康対策に取り組んでいない理由



この事業は、メンタルヘルスケア対策への助言、相談機関の利用促進による、職場でのメンタルヘルスケアの向上を目的としています。
従業員の心の健康対策への取り組み方法がわからないという経営トップのみなさま、メンタルヘルス対策支援センター・相談機関利用促進員を気軽にご利用ください。

労働者の心の健康の保持増進のための指針（厚生労働省）

- 1. 経営トップ自らがメンタルヘルスクアを推進することを表明し、4つのケアを効果的に実施しましょう。
- 2. **メンタルヘルスクアの推進の担い手となる「メンタルヘルス推進担当者」を選任しましょう。**

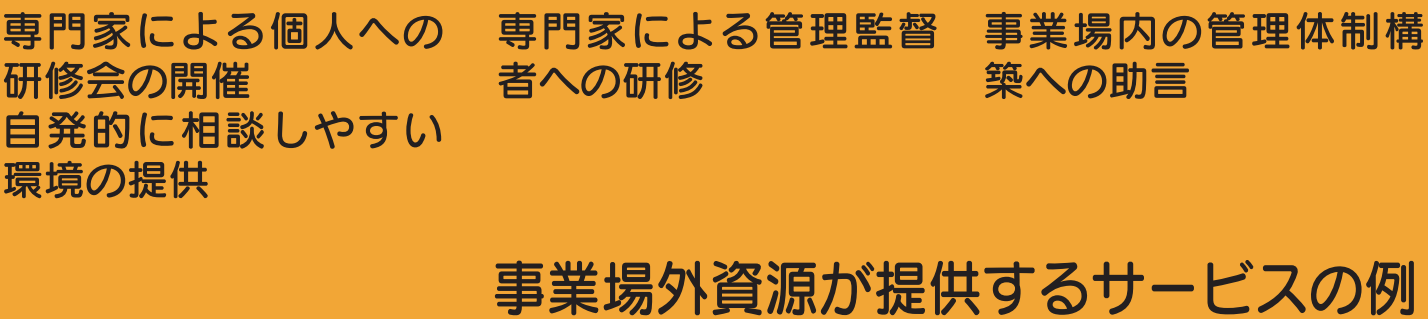


メンタルヘルスについての正しい知識やストレスへの対処法等についての労働者・管理監督者への教育

日頃の職場環境等について、管理監督者による把握と改善
労働者からの相談対応

産業医・衛生管理者・保健師・心の健康づくり専門スタッフ・人事労務担当者は心の健康づくりの中心的役割

メンタルヘルスクア推進のため相談機関等の事業場外資源の活用



保健師、心の健康づくり専門スタッフ等が社内にはない場合、事業場外資源による専門的なサービスが利用できる

社内よりも社外の専門家の方が、気軽に労働者が相談しやすいことがある

社内でストレスチェックとストレス解消法の講習会を開催
職場全体でメンタルヘルスの意識が向上した。

こんな効果が…

相談機関と契約したところ、社員のパワーハラスメント、アルコール依存症等についての相談が増加。相談機関から職場環境の改善について示唆があった。

職場復帰に際し、専門医からのセカンドオピニオンを参考にした。



4つのケアの継続的、計画的な実施

はたらく人の健康管理向上

4つのケアのひとつとして、 心の健康相談機関を活用しましょう。

「メンタルヘルス対策支援センター*」では、国の基準に適合し登録されたメンタルヘルス相談の専門機関のご紹介、メンタルヘルスケア対策の周知を行います。

*労働者健康福祉機構都道府県産業保健推進センター内に設置

○国の基準とは……

平成20年6月19日厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長通達「メンタルヘルス対策における事業場外資源との連携の促進について」（基安労発第0619001号）において、メンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談機関の登録基準として定められました。

(<http://www.rofuku.go.jp/sanpo/eap/index.html> からご覧いただけます)

○登録されたメンタルヘルス相談の専門機関とは……

- ・ 十分な経験を有する常勤の相談対応者がいます
- ・ 提供できるサービス内容、料金体系、相談対応者の氏名、もっている資格、これまでの業務実績などが公開されています
- ・ 職場のメンタルヘルスに詳しい精神科医が相談機関をサポートし、必要な場合には、専門医等を紹介します
- ・ プライバシーが確保できる相談室が整備されています

相談機関



事業場

契約

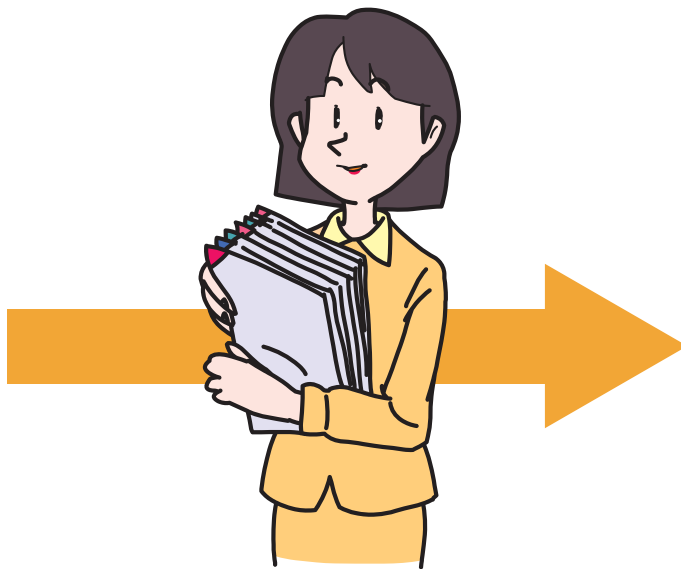
○相談機関利用促進員が職場にお伺いします

「相談機関利用促進員」とは、労働者健康福祉機構が委嘱した、メンタルヘルスや産業保健に詳しい、本事業のたのもしい担い手です。

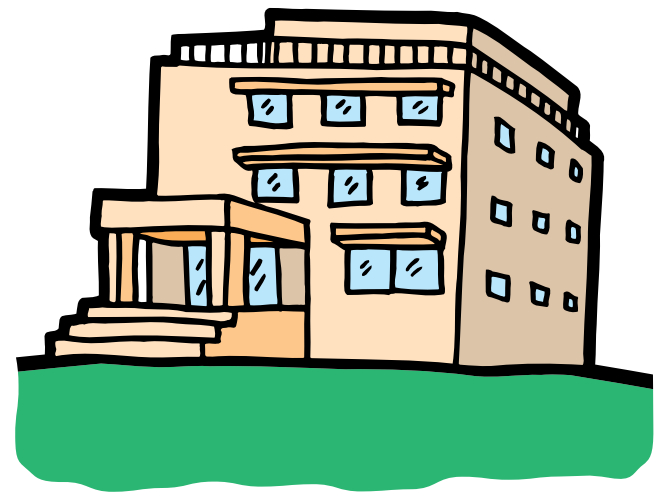
全国のメンタルヘルス対策支援センターに配置され、みなさまの職場を訪問して、職場のメンタルヘルス対策をアドバイスするとともに、登録されたメンタルヘルス相談機関をご紹介します。



メンタルヘルス
対策支援センター
(産業保健推進センター内に設置)



相談機関
利用促進員



事業場

ご不明な点がございましたら、お近くの産業保健推進センター
または、労働者健康福祉機構産業保健部までお問い合わせください。

産業保健推進センター

労働者健康福祉機構産業保健部

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580ソリッドスクエア東館19階

TEL: 044-556-0611 FAX: 044-556-9918

メール: soudan.sanpo@mg.rofuku.go.jp

ホームページ: <http://www.rofuku.go.jp/sanpo/eap/index.html>